

《 資 料 1 》

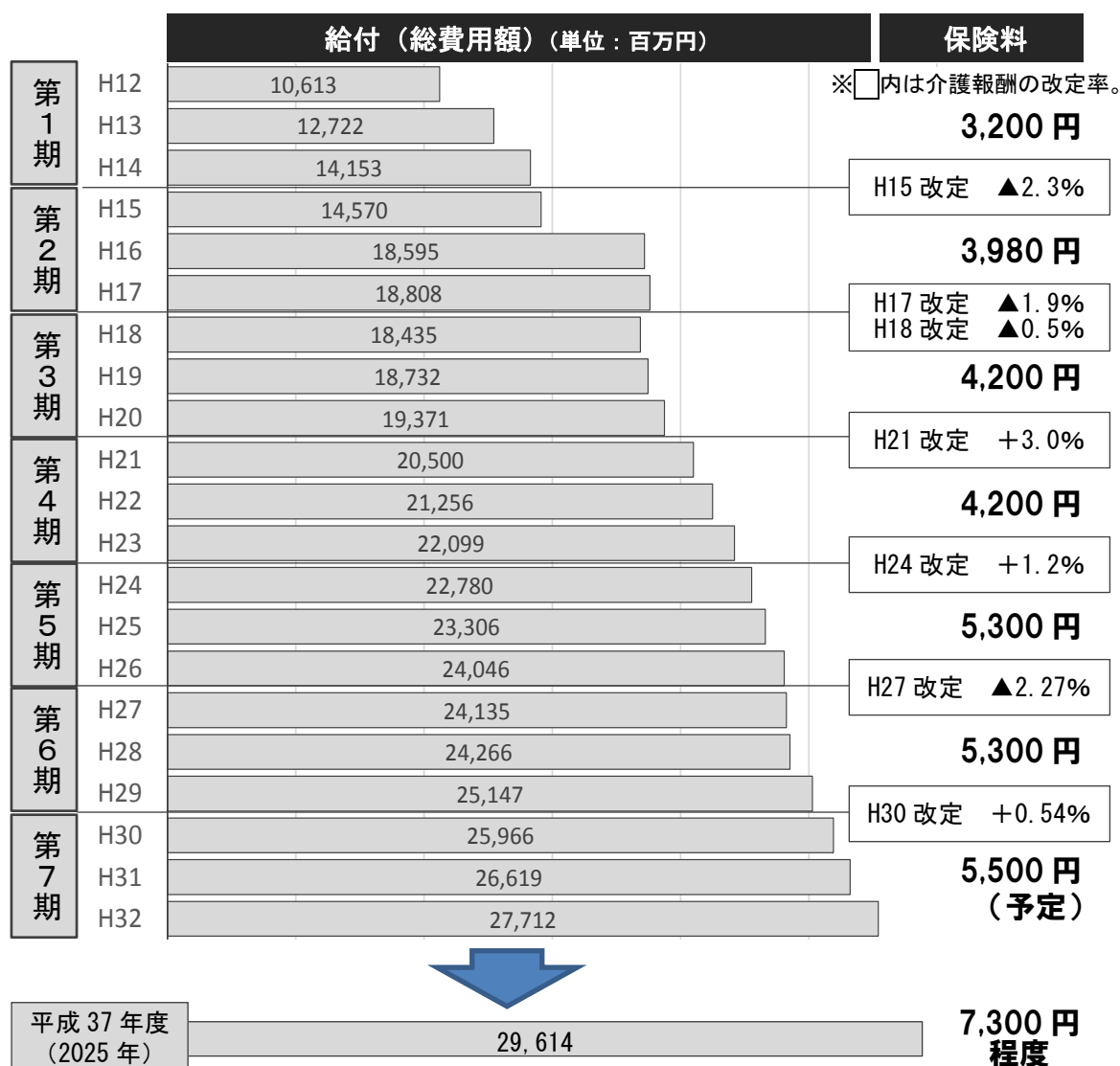
下関市の介護保険の概要

1. 下関市の介護保険の概要

I 介護給付と保険料の推移

- 保険者（下関市）は、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行います。
- 保険料は、3年ごとに事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政均衡を保つように設定します。
- 介護給付費は、依然として増加傾向にあり、第7期計画期間の平成30年度から32年度における介護保険料基準額は、月額5,500円となる予定です。

～ 下関市の介護給付と保険料の推移 ～

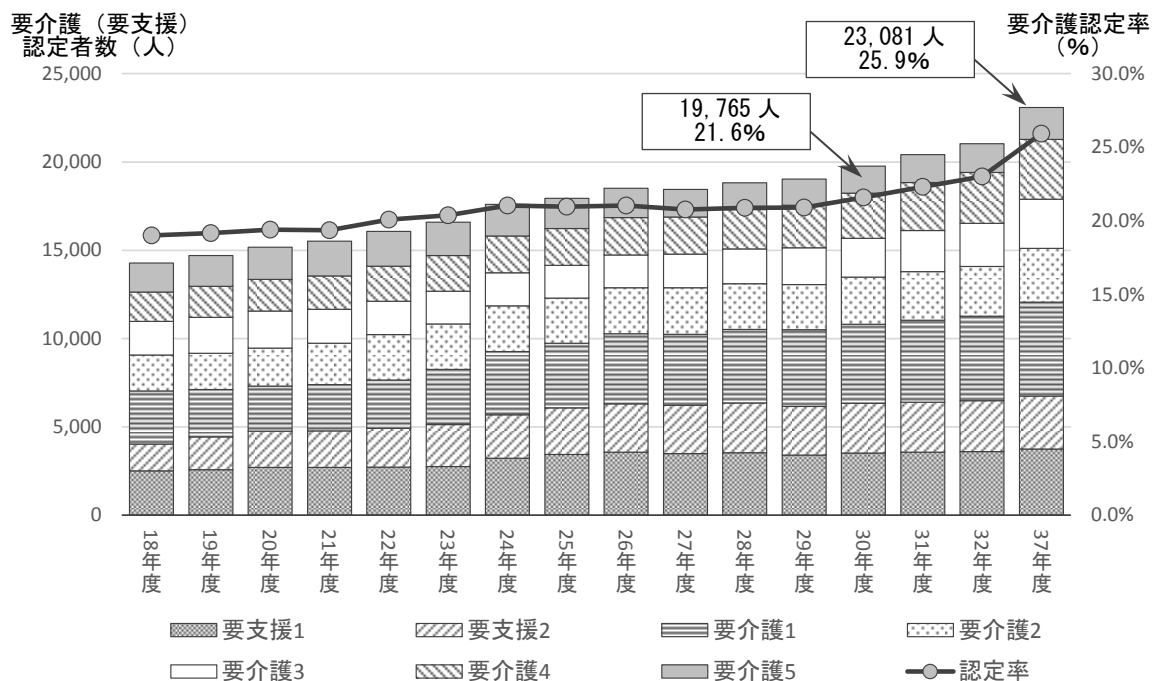


- 第6期保険料基準額から第7期基準額に月額200円上昇した要因
- i) 医療療養病床等の介護医療院への転換(290円)
 - ii) 第6期における地域密着型サービス(施設系)の充実(100円)
※上記2つは、いずれも特定入所者介護サービス費を含みます。
 - iii) 介護報酬の改定(0.54%上昇)(30円)
 - iv) 看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備など地域包括ケアシステムの充実や認定者数の増加によるサービス利用者の自然増分等(210円)
 - v) 準備基金取崩(△430円)

Ⅱ 要介護度別の認定者数の推移

- 要介護(要支援)認定者数は、平成17年度以降(合併後)の13年間で約1.4倍になりました。
- 平成31年度をピークとして、高齢者人口(65歳以上人口)は減少に転じることが予想されています。
- 65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の推移では、前期高齢者数が平成28年度をピークにすでに減少に転じているのに対し、後期高齢者数は平成40年度(55,475人)まで増加傾向が続きます。
- このため、今後も認定者数及び認定率は増加することが予想されています。

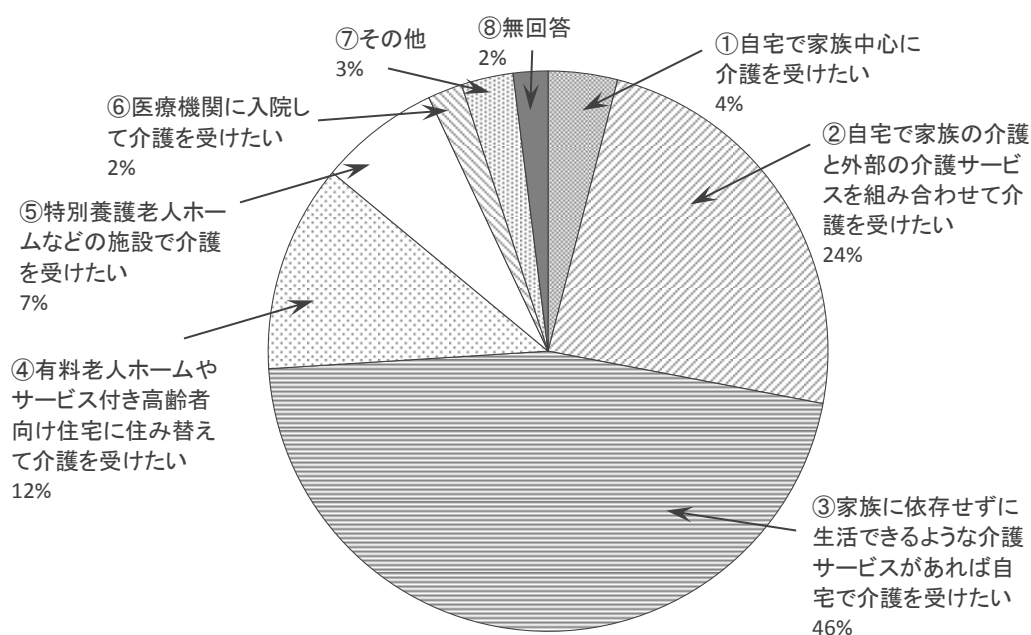
～ 下関市の要介護(要支援)認定者数及び認定率の推移 ～



Ⅲ 介護のあり方について

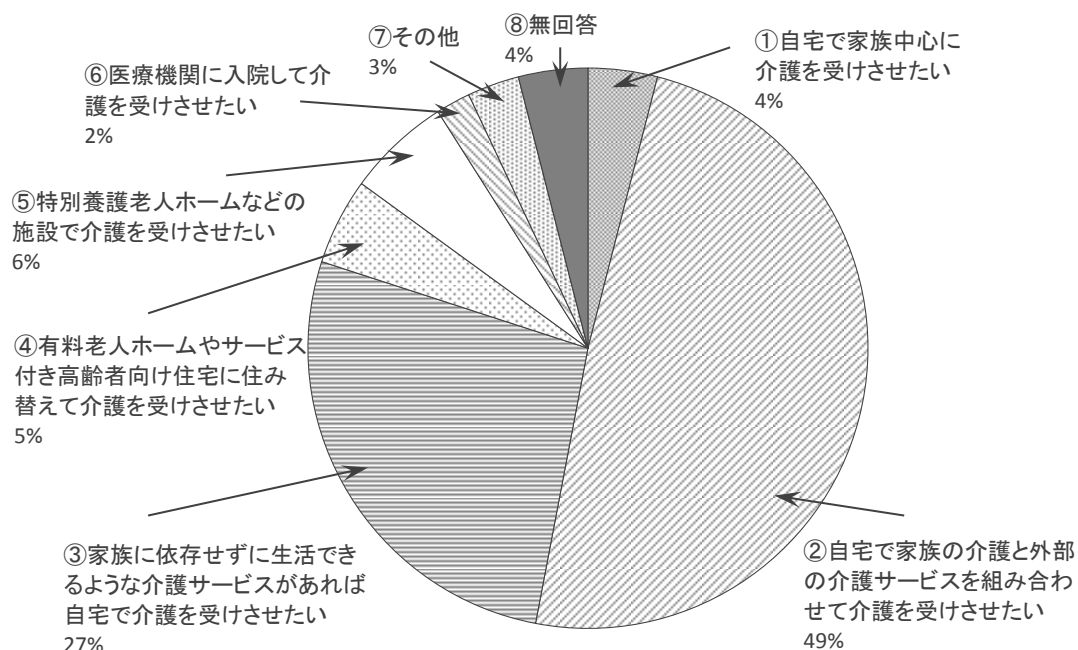
【自分が介護を必要とする状態になった場合の介護の希望】

- 資料の出展：「介護保険制度に関する国民の皆さまからのご意見募集（結果概要について）」厚生労働省老健局
- 最も多かったのは「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」で46%、続いて「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」で24%、次に「有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に住み替えて介護を受けたい」で12%となっています。
- 実に、4人のうち3人までが在宅での介護を望んでいることが分かります。



【両親が介護を必要とする状態になった場合の介護の希望】

- 資料の出展は前ページと同様です。
- 最も多かったのは「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けさせたい」で49%、続いて「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けさせたい」で27%となっています。
- 家族の側の介護の希望としては、ご自身の介護の希望の場合と比較して、1位と2位が逆転しています。
- 実に80%の方が自宅での介護を望んでいることが分かります。



Ⅳ 平成30年4月の制度改正の概要

○既述のような状況を踏まえ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供されるようにすることを目的として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年5月26日に成立し、平成30年4月1日より施行されます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

(介護保険法)

高齢化が進展する中で、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができる環境整備を進める必要があります。

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化され、適切な指標による実績の評価を実施し、自立支援・重度化防止の取組が進んでいる保険者により大きな財政的支援が向けられ(財政的インセンティブが付与され)、介護サービス提供体制の強化・充実を図ることができます。

②医療・介護の連携の推進等

(介護保険法、医療法)

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間(平成35年度まで)延長されます。

※病院又は診療所から新施設に転換した場合は、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できます。

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

高齢者と障害者・障害児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。

その他、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（業務停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）が図られるとともに、障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（住所地特例制度の見直し）がされています。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

④2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

(介護保険法)

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を「3割」とします。

※月額44,400円の負担の上限があります。

※平成30年8月からの施行です。

⑤介護納付金における総報酬割の導入

(介護保険法)

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

平成29年7月までは、各医療保険者は、介護納付金を「第2号被保険者の人数に応じて負担」していましたが、平成29年8月以降、段階的に、国民健康保険を除く被用者保険間で「報酬額に比例した負担」とされます。

※平成32年度より全面実施となります。

V 平成30年度介護報酬改定の概要

○団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、要介護者が状態に応じた適切なサービスを受けられるようにするため、次のような視点からの報酬改定が行われます。

（１）地域包括ケアシステムの推進

- i) 中重度の在宅要介護者や居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- ii) 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- iii) 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- iv) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- v) 認知症の人への対応の強化
- vi) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

（２）自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

- i) リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- ii) リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- iii) 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- iv) 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- v) 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- vi) 身体的拘束等の適正化の推進

（３）多様な人材の確保と生産性の向上

- i) 生活援助の担い手拡大
- ii) 介護ロボットの活用の促進
- iii) 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- iv) ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- v) 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

（４）介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

- i) 福祉用具貸与の価格の上限設定
- ii) 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- iii) サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- iv) 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- v) 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

VI 第7期介護保険事業計画の概要

(1) 基盤整備の目標

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位: か所)

圏域	整備状況 (H30.4.1時点)	第7期事業計画			計
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
本庁東部		1 (圏域定めず)		1 (圏域定めず)	8
本庁西部	1				
本庁北部	1				
彦島					
長府					
東部					
川中					
安岡・吉見	1				
勝山・内日	1				
菊川	2				
豊田					
豊浦					
豊北					
計	6	1	0	1	8

② 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

(単位: か所(人))

		整備状況 (H30.4.1時点)	第7期事業計画			計
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	
整備量	本庁東部	3 (27)		2 (18)		10 (99)
	本庁西部	2 (27)				
	本庁北部	3 (27)				
	彦島	3 (45)				3 (45)
	長府	2 (27)			1 (9)	6 (72)
	東部	3 (36)				
	川中	2 (27)			1 (9)	8 (99)
	安岡・吉見	2 (27)				
	勝山・内日	3 (36)				
	菊川	3 (36)				3 (36)
	豊田	2 (27)				2 (27)
	豊浦	4 (36)				4 (36)
	豊北	2 (18)				2 (18)
	計	34 (396)		2 (18)	2 (18)	38 (432)

③看護小規模多機能型居宅介護

地域包括ケアシステムの構築を念頭に置き、日常生活圏域ごとに地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供する拠点の整備が求められており、第7期計画においては看護小規模多機能型居宅介護事業所を2か所整備します。

※小規模多機能型居宅介護事業所については、認知症高齢者グループホームとの併設整備を可能とし、特に整備目標は定めず、第6期計画までとの整合を図るため下関市介護施設整備補助金の対象外とします。

【看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備目標】

(単位:か所)

圏域	整備状況 (H30.4.1時点)	第7期事業計画			計
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
圏域定めず	0	1		1	2
計	0	1	0	1	2

④介護医療院

第7期計画においては、既存の療養病床からの転換のみを認めます。

療養病床の再編成により、第7期計画期間中に375床の医療療養病床及び介護療養病床からの転換が見込まれています。

(2) 介護人材確保・定着に係る施策

○安定的かつ良質なサービスの提供のためには、サービスを支える人材の育成・確保、資質の向上、定着が極めて重要であり、全国的・全県的な課題となっています。

○人材育成・確保、資質向上、定着に係る施策について、次のような取組を進めます。

- i) 国や山口県が実施する各種人材育成確保、定着事業の活用を促進するため、ホームページを開設し、介護保険サービス事業者に対して積極的な情報提供を行います。
- ii) 公共職業安定所や本市の産業振興部等が開催する求人・求職のマッチングイベント等に介護保険サービス事業者の積極的な参加を促す等、人材確保の機会醸成や介護職のイメージアップ戦略について有効な助言、情報提供に努めます。

- iii) イメージアップ、職場環境改善に係る取組については、介護ロボットや介護作業補助器具等の導入促進事業等を進め、「下関市ノーリフト宣言」(要介護者を抱えることによる作業負担を極力なくし、介護人材の肉体的負担を軽減することを目的とする取組を進めるもの)の実現に努めます。
- iv) 本市総合政策部と連携し、介護人材確保につながるU J I ターン
の促進に努めます。
- v) 従業員の離職を防ぐ方策として、報告・記録に係る負担軽減のためのI T導入支援事業(経済産業省の支援事業)等の活用に向けた情報収集・提供に努めるとともに、書類等の改善を図ることで事務量の軽減に努めます。